

魚津市市政アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 社会構造の変化や多様化する行政課題などに柔軟に対応することを目的とし、専門的な知見を有する外部有識者より、本市に対する助言や提言を得て、もって市政全般に関して幅広い見識や民間の経営感覚を積極的に取り入れた市政運営を進めるために魚津市市政アドバイザー（以下「市政アドバイザー」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、市政アドバイザーとは、市長又は市職員に対し、市政に関する助言又は提案を行う外部有識者をいう。

(委嘱等)

第3条 市政アドバイザーの委嘱は、市長が行う。

2 市政アドバイザーを委嘱しようとするときは、その者が知見を有する対象分野をあらかじめ特定してこれを行う。

(委嘱期間)

第4条 市政アドバイザーを委嘱する期間は、原則として1年間とする。

(守秘義務)

第5条 市政アドバイザーは、その職務において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年5月2日魚津市告示第73号）

この告示は、公表の日から施行する。